

## 技能実習生の労働条件の確保・改善のために

～外国人技能実習制度が平成22年7月1日より改正されます～

外国人技能実習生を使用する事業主の皆様におかれては、「出入国管理及び難民認定法（入管法）」の改正も踏まえつつ、労働基準関係法令を遵守し、技能実習生の労働条件の確保・改善に取り組んでいただくようお願いします。

### 《労働基準法に関する改正事項》

入管法の改正により、入国1年目から、研修生ではなく技能実習生となります。これに伴い、入国1年目から、労働基準法上の労働者として、労働基準関係法令の適用を受けます。

